

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

2026年1月8日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川隆一

1 契約の概要

給食室給湯器更新委託

2 履行（納品）場所

横浜市旭区中沢3-25-1
横浜市中沢小学校

3 契約日

2025年11月19日

4 履行日又は履行期間

2025年12月31日

5 契約金額

954,294円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社 森川工業 代表取締役 磯村光正
横浜市旭区白根3-24-18

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

老朽化のため給湯器の給湯開始ボタンを押すとすぐに電源が落ちる状態となりました。機器自体は老朽化のため修繕は不能です。給食室給湯不能のより衛生安全確保が困難となるため、緊急契約を締結することとなりました。

8 契約の相手方の選定理由

以前点検業者として給湯器の老朽化について指摘をしていた業者であり、不調時には調整をお願いしていた。また以前特配申請を提出する際に見積依頼をした業者でもあ

り、本校の現状を理解している業者であるため、選定に至った。

9 所管課

横浜市立中沢小学校